

【地域の概要】

- 県の西南部地域に位置し、揖斐川・長良川に囲まれた輪中地帯。
- 農地面積は約1,120ha（田1,001ha 畑119ha）で、水稻中心の水田農業が行われている。
- 認定農業者、法人、集落営農など、中心となる担い手への集積面積は705haであり、集積率は63.0%となっている。
- 農業者の高齢化・後継者不足が進んでおり、管理がままならない農地が増え、遊休農地化・違反転用の温床となることが懸念される。

①取組開始前の状況や課題

○大藪地区の担い手（70代・個人）1名が令和3年9月30日に急逝される。

○以下の農地で利用権設定されていたが、後継者がおらず水稻収穫期に耕作者不在に。

〈経営農地〉28筆・24,937㎡
所有者12名

○農地の所有者はいずれも高齢で、営農が困難かつ後継者は不在。



放っておくと
遊休農地化する恐れ

②取組内容

農業委員による働きかけ（令和3年10月2日）

- 大藪地区担当の農業委員が中心となり、同地区担い手に訪問や電話し、新たな耕作者となるよう働きかけを実施。
- 同時に所有者にも新たな担い手への農地集積の了解を得る。

農地集積合意形成（令和3年10月3日～10日）

- 働きかけの結果、28筆・24,937㎡の農地全てを、新たに法人1、個人5名の担い手への農地集積合意形成が整い、営農上の空白期間が発生することを防止した。
- 所有者及び担い手双方に詳しい農業委員の機動的活動により、早期に課題解決した。

農業委員のサポートのもと利用権設定（令和3年11月）

- 農業委員が連絡役となり、所有者12名と新たな担い手（法人1、個人5名）との利用権設定（期間5年）を行い今後の営農を確保し、遊休農地となる恐れがなくなった。

戸別訪問の様子

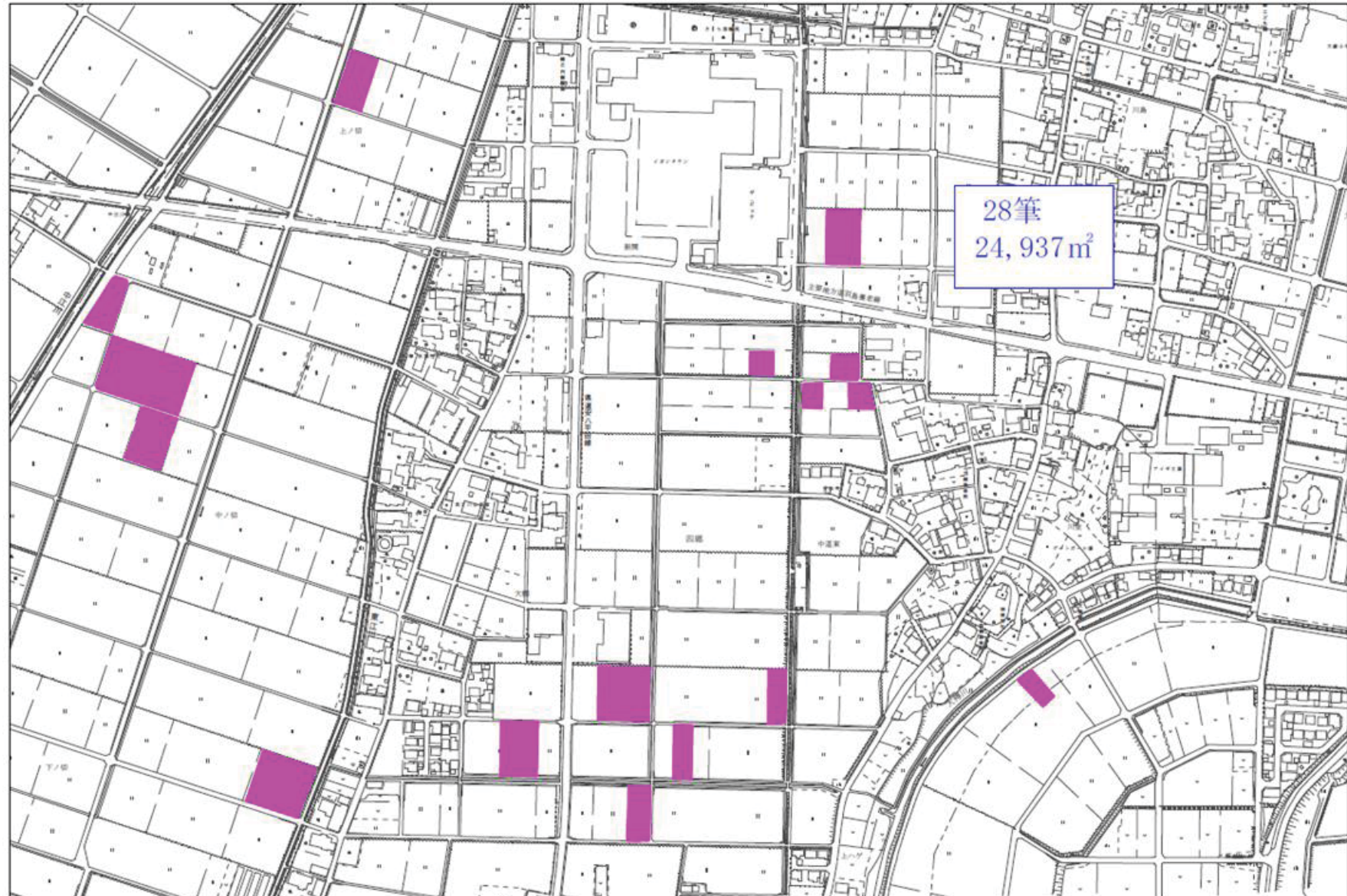


③今後の展開と方向性

- 地区の農業委員・推進委員が中心となって、耕作されていない（又は恐れのある）農地所有者と担い手との橋渡し役を継続する。
- 今後の集約化のため貸し手と借り手の双方に対して、農地中間管理機構の活用を進める。
- 実質化した人・農地プランをもとに、今後どの農地を担い手の誰が耕作するかなどあらかじめ話合う地元調整など、きめ細やかな対応を行う。

農業委員の斡旋により新たに集積した農地

新たに集積された農地



1:5,000

0 100 200 300 400m